第11409号 平成 18 年 5 月 24 日 (水) (毎週 月・水・金発行)

#### 目 次

告	示														
〇平成 19	年度創	上本 県	産業	開発 青	年隊割	練所	隊員の	カー次	募 集…		(	監	理	課)	1
〇救急医			オス釼	1 字							(左		告 総		2
○道路の												道路			2
	六	<b>У</b> Ц										地四	小土	( <del>ग्र</del> ्म	3
〇指定介:	雑 侫 恙	刑匠	<b>皮 佐 </b>	の性点	<del>*</del>						(古: 龄	李士	′′ 经	・ 会 )	3
〇指定居												日义	1反 心	主人	
〇 相 化 店 :	モリー	ヒス・	尹 耒 川	の拍及								"		)	3
		7/4 A	エン										ユ <i>! か</i> た	<i>)</i>	3
〇手数料	<b>収納事</b>	務の	安計 二		•						· (少	子化	灯 朿	課)	3
〇指定介	護療養	型医	燎 他 設	の指定	<u> </u>						(局)	者 文	援総	至)	4
〇指定介記	護保 険	施設	に係る	指定(	) 群退						(	"		)	4
〇手数 第 5 5 5 5 5 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8											(	"		)	4
〇生活保証	護法に	よる	医療機	関等σ	)指定						(	社会	福祉	課)	4
○生活保証	護法に	よる	医療機	関等σ	廃止						(		<i>"</i>	)	5
〇生活保証	護法に	よる	医療機	関等σ	変更						(	,	"	)	5
〇家畜伝	染病(	ヨー	ネ病)	の発生	<u>:</u>						(	畜	産	課)	5
〇家畜人	工授精	講習	会の開	催							(	,	"	)	5
「 「 保保保保 生生生家家道道 なるのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	供用開	始									(	道路	保全	課)	8
○道路の	区域変	寅									(	,	"	)	8
	_ ^~										(		<i>"</i>	)	8
公公	<u> </u>										`			,	O
〇国土調	杏とし	ての	指定								(	農村	慗 備	: 課)	9
〇電子計	監修して	售 岱	供及が	:プロカ	ドラム	. プr	コダカ	トの相	田梅言	生謀 に		112 11	TE 1/m	IVK /	
る契約	戸仮る	月 月 相 壬	日及し	・ノ ロッ			- ノ ノ 	x	、 / 11 / 11 日			情報	<b>企画</b>	無 )	9
○平成 18				W	切めた	をなる	相手-	は笙の.	油 完		Ò	IFI +IX	止凹	iπ )	9
○首路の	十 尺 甩 位 器 坞	3. 异义	生生未1	力女癿	大 小 1 (	- 1水 つ	作って	J 4 0)	<b></b>		(	建	<i>"</i> 築	課)	10
	不   日   1日	Æ									(	Æ	来 #	10大 /	10
〇団体営:	ᅩᅫᆔᆿᄼ	白市	光坛石		<u>.</u>					(#1 #1 ⇒1	, <del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </del>	++ 45		/ ⊞≘	10
			耒 肔 1 J	の同思	(				(	辰刊司	画•	拉 1	百生	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	載 依			пνд	· 4. 11	л н  —	- <i>hh</i> - =		<del>4</del> 7 →/. =	r / \\	167				
〇平成 14	年 5 月	] 24	日照4	県 公 女	3 女貝	会合オ	「弗 /	方の一	一部以上	上(坦)	治 <i>父</i>	⇒h ∋m	±/৮ বব	15. \	1.0
通法に	規正 9	る)語	習を行	つ場か	泛盟	日皮し	/ 受 何	時間)		· · · · (	! 哲 第一章	計課	教習	徐)	10
〇平成 14	年 5 月	1 24	日熊本	県公安	安貝:	会告示	、弟 8	号の一	一部 改山	上(追出	6 父				
通規則												"		)	10
〇初心運		習及	び取消	」処 分 君	作講 習	を行れ	つせる	指定請	す習 機関	関の住身	か 等				
の変更										(		"		)	11
○運転免	許取得	者教	育の認	定の自	三所 等	の変す	电告示			(		"		)	11

#### 告 示

#### 熊本県告示第 561 号

熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱(昭和42年熊本県告示第1002号)第2条の規定 に基づき、平成19年度熊本県産業開発青年隊訓練所隊員の一次募集を次のとおり実施する。 平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義子

- 応募資格
  - 県内に居住し、又は居住しようとする満 18 歳以上 25 歳未満の独身の者 (昭和 57 年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までの間に生まれた者) 高等学校卒業程度の学力を有する者 心身ともに健全で所定の教育訓練に耐え得る者 (1)

  - (3)
  - 全寮制による規則正しい共同生活に耐え得る者 (4)
- 募集人員及び募集期間
  - (1)募集人員 30人程度
  - 募集期間 平成 18 年 9 月 4 日から平成 18 年 9 月 22 日まで (2)

- 試験日時、試験科目及び試験場所 3
  - 試験日時 平成 18 年 10 月 5 日 (木曜日) 午前 9 時から (1)
  - 学科試験(数学・国語・作文)及び面接試験 (2)
  - 試験場所 財団法人熊本県建設技術センター (下益城郡城南町舞原東 194) (3)
- 合格発表

平成 18 年 10 月 18 日 (水曜日) とし、熊本県土木部監理課及び当訓練所に合格者の受 験番号を掲示し、併せて本人あて合格通知書を郵送する。

応募手続

次の書類を募集期間内に持参又は郵送すること。 なお、郵送する場合は簡易書留とし、必ず表に「試験申込書在中」と朱書のうえ、返 信用小封筒 (簡易書留とし、430 円切手を貼ること。)を同封すること。(郵送の場合は、 募集期間の満了日の消印のあるものまでを有効とする。)

- (1) 所定の試験申込書(写真は最近6か月以内に撮影したもの)及び受験票
- 最終出身校の成績証明書又は調査書(卒業見込みの者は、申込日の属する学期の (2)前学期までのもの)
- (3) 健康診断書 (医療機関の証明する最近2か月以内のもの)
- 応募書類の提出先

熊本県産業開発青年隊訓練所

〒 861 - 4215

下益城郡城南町沈目 1667 番地

- その他
  - (1)試験申込書等の記載事項に虚偽の事実が判明した場合は、合格決定後でも合格を 取り消す場合がある。
  - (2) 問い合わせ先

熊本県産業開発青年隊訓練所 (電話 0964-28-6611)

熊本県土木部監理課 (電話 096-333-2482)

#### 熊本県告示第 562 号

次の救急医療機関について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1 条第1項に定める申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	所 在 地	撤 回 日
医療法人杏章会矢部広域病院	上益城郡山都町下馬尾 204 番地	平成 18 年 4 月 30 日

#### 熊本県告示第563号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供 用を開始する。

その関係図面は、平成18年5月24日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一 般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
<b>产用加土</b> 类	大牟田南関	玉名郡南関町大字関村字塚原 1379 番 5 地先から 同字下前田 1366 番 1 地先まで	100	B.A. 六、 B.A.
主要地方道	線	玉名郡南関町大字関村字上前田1281番 地先から同字葉山1235番 地先まで	290	緊 道 整

2 供用を開始する期日 平成 18 年 5 月 24 日

# 熊本県告示第564号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 5 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線	名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備	考
一般国道	443 号		上益城郡甲佐町大字豊内字五反田 424番地先から 同町大字西寒野字山下 1160番地先まで	974.0	舗新	装設

2 供用を開始する期日 平成 18 年 5 月 30 日

# 熊本県告示第 565 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の規定により、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び施設の所在地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
国民健康保険和水町立病院	和水町	平成 18 年 3 月 1 日
玉名郡和水町江田 4040 番地		

# 熊本県告示第 566 号

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

# 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
訪問介護ステーション山みずき	有限会社ケアサポート雁回	平成 18 年 5 月 12 日
下益城郡富合町 1460 番地 2		

#### 熊本県告示第567号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

# 【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
訪問介護ステーション山みずき	有限会社ケアサポート雁回	平成 18 年 5 月 12 日
下益城郡富合町 1460 番地 2		

# 熊本県告示第568号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり 手数料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

# 1 委託の内容

熊本県手数料条例第2条第1項第110号の2に規定する保育士登録申請手数料、同項第110号の3に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同項第110号の4に規定する保育士登録証交付手数料

2 委託の相手方

社会福祉法人日本保育協会 東京都渋谷区神宮前五丁目 53 番 1 号

3 委託する日

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

# 熊本県告示第 569 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の規定により、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び施設の所在地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
国民健康保険天草市立新和病院	天草市	平成 18 年 3 月 27 日
天草市新和町小宮地 763 番地 3		
天草市立牛深市民病院	天草市	平成 18 年 3 月 27 日
天草市牛深町 3050 番地		

熊本県告示第 570 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、指定介護療老人福祉施設の指定の辞退があった。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
菊水町特別養護老人ホームきくすい荘	菊水町	平成 18 年 2 月 28 日
玉名郡菊水町江田 4025 番地		

# 熊本県告示第 571 号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
国民健康保険菊水町立病院	菊水町	平成 18 年 2 月 28 日
玉名郡菊水町江田 4040 番地		

# 熊本県告示第 572 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により、医療機関等を次のように 指定した。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

# 〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6040080	佐藤神経内科ク	佐藤 宏	水俣市桜井町 1-2-8	平成 18 年 4 月 1 日
	リニック			

# 〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6064031	6064031 生田歯科医院		天草郡河浦町白木河内 220-1	平成 18 年 3 月 10 日
		生会生田歯科医		
		院		
6864001	球磨川歯科医院	宮原 光春	球磨郡球磨村一勝地甲 379-19	平成 18 年 4 月 1 日

#### 〔薬局〕

1214742				
指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0000988	エム薬局	有限会社エム薬	天草市亀場町亀川 1886-9	平成 18 年 4 月 1 日
		局		
0000989	あきよし調剤薬	有限会社あきよ	菊池郡菊陽町津久礼中迎原 32	平成 18 年 4 月 1 日
	局むさし店	し調剤薬局	60(仮換地)150 街区 2-1	
0000990	清風薬局人吉店	株式会社アル	人吉市土手町 41-3	平成 18 年 4 月 1 日
		ハート		

# 熊本県告示第 573 号

生活保護法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 21 号)第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

[医科]

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6900012	牟田診療所	医療法人社団翔	上天草市姫戸町姫浦 4996-1	平成 18 年 3 月 1 日
		洋会		

#### [歯科]

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日	
6994004	生田歯科医院	生田 図南	天草郡河浦町白木河内 220-1	平成 18 年 3 月 10 日	

# 熊本県告示第 574 号

生活保護法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 21 号)第 14 条の規定により、次の指定医療機関等から変更の届出があった。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

[医科]

医療機関名称	開設者		変更	変更年月日	
	用 政	白	旧	新	发史平月日   
三恵薬局合志店	有限会社峰正		名	称	平成 18 年
	商事		三恵薬局西合志店	三恵薬局合志店	3月1日

# 熊本県告示第 575 号

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 18 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名 区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適用
ヨーネ病 患畜	平成 18 年 5 月 12 日	阿蘇郡西原村	1戸2頭	乳用牛

## 熊本県告示第 576 号

熊本県家畜改良増殖法施行細則(昭和 26 年熊本県規則第 17 号)第 4 条第 1 項の規定により、家畜人工授精に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

平成 18 年 5 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 講習会の目的

家畜の改良増殖を促進し、畜産振興を図るため、家畜人工授精に関する知識及び技術を有する技術者を養成する。

2 講習会の対象家畜及び内容

牛

家畜人工授精

3 講習会の対象者及び人数

熊本県立農業大学校の生徒及び家畜人工授精業務に従事しようとする者 30人程度

4 講習内容

学科

1 11			
	科目	時	間
一般科目	畜産概論		4
	家畜の栄養		3
	家畜の飼養管理		3
	家畜の育種		7
	関係法規		3
専門科目	生殖器解剖		5
	繁殖生理		13
1	<b>I</b>		1

精子生理	7
種付け理論	4
人工授精	17
計	66

#### 実習

	科	目	時	間
家畜の飼養管理				4
家畜の審査				7
生殖器解剖				4
発情鑑定				6
精液精子検査法				8
人工授精				45
	計			74

- 5 講習会の開催期間及び場所
  - (1) 期間

平成 18 年 7 月 19 日 (水) から 8 月 17 日 (木) まで (8 月 14 日、15 日並びに土曜日及び日曜日を除く 20 日間)

(2) 場所

熊本県立農業大学校

合志市栄 3805

6 受講申込方法

受講希望者は、受講申込書(別記様式)に履歴書を添え、所在地を所管する地域振興局長又は熊本農政事務所長を経由して知事に提出する。ただし、熊本県立農業大学校の生徒にあっては同校長を経由して知事に提出する。

- 7 申込みの締切り
  - 平成 18 年 6 月 23 日 (金)
- 8 受講手数料
  - 手数料の額は、1人につき32,000円とし、受講を決定した後に徴収する。
- 9 修業試験

平成 18 年 7 月 27 日 (木) 及び 8 月 17 日 (木)

- 10 その他
  - (1) 受講決定者には別途通知する。
  - (2) 講習会テキストは、「家畜人工授精講習会テキスト」((社団法人)日本家畜人工 授精師協会発行)を使用する。
  - (3) 家畜改良増殖法施行規則第24条の2の規定により受講科目の免除を受けようとするものは、当該免除を受けようとする科目を修めたことを証明する書面(単位履修証明書等)を講習会の開始予定日までに提出すること。

別記様式

受講申込書

平成 年 月 日

熊本県知事 潮 谷 義 子 様

住 所

氏 名

印

熊本県主催による家畜人工授精に関する講習会において講習を受けたいので、履歴書を添えて申し込 みます。

#### 熊本県告示第 577 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 5 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡五和線	天草市五和町城河原一丁目字村木 7番5地先から 同 所	95	
		5番3地先まで		緊道整
	坂瀬川御領 線	天草市五和町城河原一丁目字村木		米 但 歪
一般県道		17番1地先から 同 所	40	
		7番2地先まで		

2 供用を開始する期日 平成18年6月1日

# 熊本県告示第 578 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 5 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

	- 111/90														
道路											前	幅員	延長		
の種	路線名	区	域	を	変	更	す	る	区	間				備	考
類											後	(メートル)	(メートル)		
		山鹿	市小場	反字目	自坂							2.9			
											前	~	20.0		
一般	津留鹿本						17	722 ≩	野地を	もから		3.9		単防	災
県道	線	同	所									7.6			
											後	~	20.0		
							17	722 ≹	野地を	たまで		10.1			

2 区域を変更する期日 平成 18 年 5 月 24 日

熊本県告示第 579 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 5 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路線名	区域	を	変	更	す	る	区	間	前後	幅 (メー	員・トル)	延 (メー	長 トル)	備	考	
		山鹿市平	山字征	後岳							8.5						
一般	和仁山鹿									前	_	~		160.0			
県道	線					1775	5番	1 地分	もから			18.6			単『	方 災	

	同	所		後	9.2 ~	160.0	
			1805番1地先まで		39.8	100.0	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 5 月 24 日

告 公

# 熊本県公告第 404 号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により美里町が実施する地籍 調査事業を国土調査として指定したので、公告する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行う 者の名称	調	査	地	域	名	調	查	期	間
美里町	境、大窪、	名越谷及び今の	の各一部					月 1 日 月 31 日	

#### 熊本県公告第 405 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372 号。以下「特例政令」という。)第 11条の規定により、次のとおり落札者等について公示 する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 物品等の名称及び数量 1
- FUJITSU GS21 400 モデル 10N / 10J 電子計算機組織及びプログラム・プロダクトー式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 2

熊本県地域振興部情報企画課

熊本市水前寺六丁目 18番1号

- 3 契約の相手方を決定した日
  - 平成 18 年 3 月 30 日
- 契約の相手方の氏名及び住所 4
  - 日本電子計算機株式会社
  - 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 契約に係る金額
  - 309,602,784 円 (うち消費税及び地方消費税の額 14,742,984 円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号による。

# 熊本県公告第 406 号

5

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372 号。以下「特例政令」という。)第11条の規定により、次のとおり落札者等について公示 する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 特定役務の名称及び数量 1
  - 電算処理業務委託 45 業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 熊本県地域振興部情報企画課 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成 18 年 3 月 29 日
- 契約の相手方の氏名及び住所 4
  - 株式会社 熊本計算センター 熊本市水前寺一丁目7番26号 契約に係る金額
- 94,500,000 円 (うち消費税及び地方消費税の額 4,500,000 円)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

随意契約の理由 特例政令第10条第1項第2号による。

## 熊本県公告第 407 号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 築造者の住所 天草市亀場町亀川 142 番地の 18 築造者の氏名 株式会社南九州不動産
- 天草市亀場町亀川字新涯 1558 番 5、1561 番 3 3 道路の位置
- 道路の幅員 4.00 メートルから 4.12 メートルまで
- 25.81 メートル 道路の延長
- 指定年月日 平成 18 年 5 月 10 日
- 指定番号 天草企調第1号

# 熊本県公告第 408 号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 18 年 5 月 24 日

子 熊本県知事 潮 谷 義

- 築造者の住所 熊本市御幸木部三丁目2番8号
- 築造者の氏名 坂本芳昭 2
- 宇城市小川町江頭金町81番4、同81番5並びに里道及び水路の一部 道路の位置 3
- 道路の幅員 6.00 メートル 4
- 道路の延長 58.15 メートル
- 指定年月日 平成 18 年 4 月 28 日
- 指定番号 宇城景建第2号

熊本県公告第 409 号

平成 18 年 2 月 24 日付けで熊本市長幸山政史から協議のあった奥古閑・銭塘地区土地改 良事業(農業用用排水施設)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成18年5月10日 付けで同意した。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 子 義

# 登載依頼

# 熊本県公安委員会告示第 17 号

平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会告示第 7 号(道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 8 号の 2、第 11 号、第 12 号及び第 13 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のように改正し、平成 18 年 4月27日から施行する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

2の表中「本渡市」を「天草市」に、「大字亀川」を「亀川」に、「牛深市」を「天草 市」に改める。

3及び4の表中「本渡市」を「天草市」に、「大字亀川」を「亀川」に改める。

5の表中「本渡市」を「天草市」に、「大字亀川」を「亀川」に、「牛深市」を「天草 市」に改める。

6、7及び8の(2)の表中「本渡市」を「天草市」に、「大字亀川」を「亀川」に改 める。

10 の表中「本渡市」を「天草市」に、「大字亀川」を「亀川」に、「牛深市」を「天草 市」に、「天草郡倉岳町大字棚底」を「天草市倉岳町棚底」に改める。

# 熊本県公安委員会告示第 18 号

平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会告示第 8 号(熊本県道路交通規則第 42 条の 2 第 1 項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のように改正し、平成 18年4月27日から施行する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人 1の表中「本渡市」を「天草市」に、「大字亀川」を「亀川」に、「牛深市」を「天草 市」に改める。

熊本県公安委員会告示第 19 号 指定講習機関に関する規則(平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号)第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同規則第 4 条第 2 項の規 定により告示する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び代 表者の氏名	変更事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日	
工艺力和古兴国	指定講習機 関の住所	天草自動車学園 本渡市亀場町大字亀川 70 番地 4	天草自動車学園 天草市亀場町亀川 70 番地 4		
天草自動車学園 本渡市亀場町大字 亀川 70 番地 4	特定講習を 行う事務所 の所在地	天草自動車学校 本渡市亀場町大字亀川 70 番地 4	天草自動車学校 天草市亀場町亀川 70 番地 4	平成 18 年 3 月 27 日	
田中正友		牛深自動車学校 牛深市久玉町南神鳴子 5532 番地	牛深自動車学校 天草市久玉町南神鳴子 5532 番地		

# 熊本県公安委員会第20号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条 第1項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同規則第7条第2項の規定により告示する。

平成 18 年 5 月 24 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び代 表者の氏名	変更事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日	
	認定教育実 施者の住所	天草自動車学園	天草自動車学園		
		本渡市亀場町大字亀川 70	天草市亀場町亀川 70 番地 4		
		番地 4			
	使用する施設の所在地	天草自動車学校	天草自動車学校		
天草自動車学園		本渡市亀場町大字亀川 70	天草市亀場町亀川 70 番地 4		
本渡市亀場町大字		番地 4		平成 18 年	
亀川 70 番地 4		牛深自動車学校	牛深自動車学校	3月27日	
田中 正友		牛深市久玉町南神鳴子 5532	天草市久玉町南神鳴子 5532		
		番地	番地		
		倉岳自動車学校	倉岳自動車学校		
		天草郡倉岳町大字棚底 2400	天草市倉岳町棚底 2400 番		
		番地	地		